

各高齢者福祉施設 施設長 様
各介護サービス事業所 管理者 様

仙 台 市 長 郡 和 子
(公 印 省 略)

仙台市福祉施設等物価高騰対策事業補助金について

平素より、本市の高齢者福祉行政にご理解ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

このことについて、今般の物価高騰による高齢者福祉施設等の負担を軽減するため、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、下記のとおり補助金を交付しますので、当事業の対象となる場合は交付申請書等のご提出をお願いいたします。

記

1 助成事業の概要

- ・令和 7 年 4 月から令和 8 年 3 月までの間に使用した光熱費等及び食材料費や、利用者宅の訪問等に係るガソリン購入に要した費用について補助金を交付。
- ・令和 8 年 3 月 1 日までに事業を開始した事業所が対象（1 か月以上開所した月のみ対象）。

※詳細及び提出書類は以下の仙台市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.sendai.jp/korekikaku-shisetsu/jigyosha/fukushi/fukushi/koresha/jigyoshamuke/shidodaini/documents/r7bukkkoutou/r7bukkakoutou.html>

(ホーム > 事業者向け情報 > 福祉・医療 > 福祉 > 高齢者施設・介護保険などサービス > 居宅サービス・地域密着型サービス・居宅介護支援・施設サービス・介護予防サービス(事業者向け) > 令和 7 年度仙台市福祉施設等物価高騰対策事業補助金(高齢者福祉施設等分)について)

2 補助金の申請方法

以下のせんだいオンライン申請サービスの申請フォームに必要な事項を入力のうち、「仙台市福祉施設等物価高騰対策事業補助金交付申請書(様式第 1 号)」, 別紙「福祉施設等物価高騰対策事業補助金計算様式」, 及び「請求書」を添付して申請してください。または、これらの書類を郵送してください。

【申請フォーム URL】 <https://logoform.jp/form/3PrJ/1352844>

※郵送による申請であっても、補助金の振込先は申請フォームへの登録が必要になります。

3 申請期限

(1) 令和 8 年 1 月 1 日時点で事業を実施している事業所

⇒令和 8 年 2 月 12 日(木) ※郵送の場合は必着

(2) 令和 8 年 1 月 2 日から令和 8 年 3 月 1 日までに事業を開始した事業所

⇒令和 8 年 3 月 10 日(火) ※郵送の場合は必着

【裏面に続く】

4 補助金の額

補助金額は、「補助対象施設等ごとの補助単価」×「補助対象施設等ごとの単位」(定員数等又は台数)です。
 具体的には、以下のとおりです。

なお、補助単価や単位についての詳細は、補助金交付要綱の別表又は計算様式をご確認ください。

(1) 令和7年度中に12か月間開所していた場合

	補助対象施設等	補助金額
入所施設	介護老人福祉施設, 短期入所生活介護, 介護老人保健施設, 短期入所療養介護	以下の①と②の合計額 ①特定入所者介護サービス費の支給対象となる利用者負担段階が第4段階の利用者分: 下記の補助単価 a × 単位 b 補助単価 a = 光熱費等単価 4,400 円 + 食材料費単価 (17,400 円 × 稼働率) 単位 b = 令和7年11月の第4段階の利用者人数の平均 ②特定入所者介護サービス費の支給対象となる利用者負担段階が第1~3段階の利用者分: 下記の補助単価 c × 単位 d 補助単価 c = 光熱費等単価 8,800 円 + 食材料費単価 (34,800 円 × 稼働率) 単位 d = 令和7年11月の第1~3段階の利用者人数の平均
	認知症対応型共同生活介護, 特定施設(介護付有料老人ホームに限る), 小規模多機能型居宅介護, 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	(光熱費等単価 4,400 円 + 食材料費単価 17,400 円 × 稼働率) × 定員数
	養護老人ホーム, 軽費老人ホーム	(光熱費等単価 8,800 円 + 食材料費単価 34,800 円 × 稼働率) × 定員数
通所施設	通所介護, 地域密着型通所介護, 認知症対応型通所介護, 通所リハビリテーション, 小規模多機能型居宅介護, 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護), 通所介護型サービス(単独), 生活支援通所型サービス(単独)	(光熱費等単価 4,400 円 + 食材料費単価 8,500 円 × 稼働率) × 定員数
訪問サービス	訪問介護, 訪問看護, 訪問入浴介護, 訪問リハビリテーション, 定期巡回・随時対応型訪問介護看護, 夜間対応型訪問介護, 居宅介護支援, 介護予防支援, 居宅療養管理指導, 生活支援訪問型サービス(単独)	補助単価 4,900 円 × 訪問等に使用する車の台数※ ※ただし, 令和7年11月1日~30日の勤務実績による常勤換算数が, 上記台数より少ない場合は, 常勤換算数

(2) 令和7年度途中で事業を休止・廃止・開始した場合

「上記4(1)で算出した額×事業実施月数÷12」を補助します。

なお、月途中で事業を休止・廃止・開始した場合は、当該月は事業を実施した月数に含めません。

5 注意事項

- ・申請後、補助対象期間中に施設等を休止又は廃止した場合、補助金の一部又は全部を返還いただきます。(施設等の休止又は廃止の予定がある場合、申請前に下記までご連絡ください。)
- ・補助対象事業に係る国、他の自治体、民間団体等の補助等を受けている場合は補助対象外となります。
- ・令和8年4月に実績報告をご提出いただきます。3月下旬頃に本市より報告書の提出に係る通知をお送りする予定ですが、短期間での作業となりますので予めご了承ください。

<手続き等に関するお問い合わせ先・申請書等送付先>

【お問い合わせ先】※サービス種別により異なりますのでご注意ください

仙台市健康福祉局保険高齢部介護事業支援課

ケアマネジメント指導係 (Tel.214-8626), 施設指導係 (Tel.214-8318), 居宅サービス指導係 (Tel.214-8192)

【申請書等送付先】

仙台市健康福祉局保険高齢部介護事業支援課

住所: 〒980-8671 仙台市青葉区国分町3丁目7番1号 メール: fuk005180@city.sendai.jp